

人権教育だより

市川市立第三中学校
令和4年9月1日発行
(第5号)

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

楽しい2学期がスタートします

新学期が始まり、新学期への期待も大きいと思いますが、家庭や学校などでの不安も多いのではないかと思います。笑顔あふれる三中进行をめぐり、「いじめ根絶」など、学校全体で人権教育の推進に努め、教育相談など様々な取り組みを行っています。

いじめは教師や保護者の見えないところでも起こります。いじめの未然防止、早期発見を図るために全力で取り組んでおりますが、保護者や地域の皆さんの見守りをお願いします。市川市では、「いじめ基本方針」を策定し取り組んでいるところです。

★STOP「いじめ」 いじめは犯罪、法により厳しく処罰されます。

- ①生きる権利の侵害
…いじめによって命を奪われる、または自ら絶ってしまう子どもたちがいます。
- ②発達する権利の侵害
…いじめは、不登校やひきこもり・非行の原因になります。
- ③守られる権利の侵害
…いじめにより、身体に傷害を負ったり、持ち物や金品を奪われます。
- ④参加する権利の侵害
…いじめの被害者は、仲間を作ることもできなくなる状況に追い込まれます。

いじめを受けた子どもは、心に深刻なダメージを受け、健全な成長及び人格の形成に影響を与えるだけでなく、その生命に重大な危険を及ぼしかねません。

インターネットの普及を背景にいじめは年々深刻な問題となっています。それに伴い、いじめに対する法整備が進み、いじめの厳罰化が求められるようになりました。

いじめなどで困ったら、すぐ相談しよう

24時間子どもSOSダイヤル
なやみ音おう
0120-0-78310



いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安があったりしたら、一人で悩まず、いつでもすぐ電話で相談してください。

文部科学省の定義では、まわりが「いじめじゃない」と思っている、本人が苦しんでいて、「いじめだ」と認識していたら、それは「いじめ」となります。

- ・いじめなどの相談窓口（文部科学省）24時間対応
電話 0120-0-78310
- ・子どもの人権110番（法務省）月～金 8:30～17:15
電話 0120-007-110

★「いじめの定義」…これはいじめです。許されません。

- 1.ネットいじめ…SNS（LINEなど）やネット上の掲示板によるいじめの総称です。不特定多数の相手から悪口を書き込まれたりします。
- 2.無視…集団が一人に向けて行うことが多く、被害者自身が加害者（の中心人物）を特定できない場合もあります。直接危害を加えているわけではないため、誰かに相談しても解決しにくいです。
- 3.性的ないじめ…服を脱がせる、嫌がらせて触れる（性的接触）、性別や身体的特徴に関する悪口を言うなど。社会に出たら“セクハラ”で処分されますが、子ども同士だと軽視されやすいのが現状です。
- 4.身体的ないじめ…直接暴力をふるわれること。ケンカはフェアな状態で成立するものですが、いじめの暴力は一方的で、反撃は許されません。その多くが集団で一人を対象にしたものです。
- 5.嫌なことを強要する…万引きを強要したり、親の金を盗んでこさせたり、別の誰かをいじめさせたりなど。
- 6.陰口をたたく…本人に聞こえないところで言い、それが噂で耳に入る場合と、わざと聞こえるように言う場合があります。直接攻撃するわけではないため、被害者が反抗しづらいことが多いです。
- 7.物質的ないじめ…物を隠す、落書きをする、取り上げる、壊すなど、直接的な攻撃ではないため、被害者が加害者を特定しづらいです。ノートの中身などの場合は、本人が隠してしまう場合もあります。「いじめられる」ということがバレルのが怖いのです。
- 8.噂を流す…悪口などを噂として流されることで、被害者が集団（学校や部活、クラスなど）で孤立してしまいます。噂の発生源を突き止めるのは難しく、また、噂に関わった全員が「いじめ」と認識しているわけではないため、対処は大変難しいです。
- 9.笑いものにする…ばい菌扱いしたり、身体的特徴を大声で言ったり、コンプレックスを刺激するあだ名をつけるなどして、集団で笑いものにします。先生も「少したちの悪いいじり」みたいに受け止めることが多く、適切な対処ができない場合もあります。
- 10.暴言…言葉の暴力です。陰口とは違い、対象の人物に直接言います。「適当に受け流せばいいのに」という人たちがいますが、期間が長くなるにつれて、そういった対応は難しくなります。また、他のいじめと同じように、集団がひとりを対象におこなうことが多いため、これによって自信を失ってしまったりすることもあります。
- 11.勉強などを妨害する…「嫌なことを強要する」とは対照的に「やりたいことをさせない」ということ。勉強以外にも、体育実技での妨害行為などもあります。
- 12.わざと間違った情報を与える…例えば「次は移動教室だってー！」とか「〇〇先生が呼んでたよ」とか。あえて間違った情報を与えて、相手が恥をかいたり、勘違いして見当はずれな行動をとっているのを見て楽しむのです。